

京都府立体育館競技場・会議室使用料金表

1 競技場及び会議室の使用料

区分				使用時間						
				午前の部 午前9時から正午まで	午後の部 午後1時から午後5時まで	夜の部 午後6時から午後9時まで	全日 午前9時から午後9時まで			
競技場	第1競技場	全面使用	営利を目的としない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	円 15,500	円 20,500	円 25,900	円 55,690	
					土曜日、日曜日及び休日	18,360	24,370	31,000	66,400	
				その他の催物に使用する場合	平日	61,600	81,390	103,420	221,850	
					土曜日、日曜日及び休日	73,740	97,410	124,130	265,810	
				入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	47,220	61,810	79,050	169,320
			土曜日、日曜日及び休日	56,500	74,560	94,860	203,380			
			その他の催物に使用する場合	平日	154,020	203,180	258,460	554,160		
			土曜日、日曜日及び休日	176,460	233,070	296,510	635,460			
		営利を目的とする場合				平日	244,390	322,620	410,550	879,850
						土曜日、日曜日及び休日	294,160	388,210	494,080	1,058,860
	部分使用				5,100	6,520	8,360	17,950		
	第2競技場	全面使用	営利を目的としない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	6,120	8,050	10,300	22,030	
					土曜日、日曜日及び休日	7,340	9,790	12,340	26,620	
				その他の催物に使用する場合	平日	9,380	12,130	15,500	33,250	
				土曜日、日曜日及び休日	11,110	14,680	18,560	39,880		
入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合				アマチュアスポーツに使用する場合	平日	6,120	8,050	10,300	22,030	
		土曜日、日曜日及び休日	7,340	9,790	12,340	26,620				
		その他の催物に使用する場合	平日	11,110	14,680	18,560	39,880			
		土曜日、日曜日及び休日	13,360	17,640	22,330	48,140				
営利を目的とする場合				平日	18,360	24,370	31,000	66,400		
				土曜日、日曜日及び休日	22,540	29,780	37,940	81,290		
部分使用				2,950	3,870	4,890	10,500			
会議室	第1会議室			2,240	2,950	2,950	7,240			
	第2会議室			3,870	6,120	6,120	14,580			
	第1競技場の全面使用との併用使用			1,320	1,930	1,930	4,790			
	第3会議室			3,870	6,120	6,120	14,580			
	第1競技場の全面使用との併用使用			1,320	1,930	1,930	4,790			
	第4会議室			1,320	1,530	1,530	4,080			
	第5会議室			2,040	2,340	2,340	6,120			
	第6会議室			1,020	1,120	1,120	3,060			
	第7会議室			1,020	1,120	1,120	3,060			
	第8会議室			1,020	1,120	1,120	3,060			
第9会議室			1,020	1,120	1,120	3,060				
第10会議室			2,040	2,340	2,340	6,120				
附属設備				各附属設備ごとに、1使用時間区分につき6万1,200円（全日については、15万3,000円）を超えない範囲内において規則で定める額又は1時間につき2万400円を超えない範囲内において規則で定める額						

備考

- 1 この表は、競技場及び会議室を個人使用する場合以外の場合について適用する。
- 2 特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合は、催物の種別に応じて、この表の定める額のそれぞれの2分の1に相当する金額とする。
- 3 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する使用料の額は、午前の部については午後の部の使用料の額を、午後の部、夜の部及び全日については夜の部の使用料の額をそれぞれ基準として知事が定める。この場合において、1時間未満は1時間とみなす。
- 4 競技場の冷暖房施設を使用するときは、実費相当額として知事が定める額を加算する。
- 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 トレーニング場の使用料

区分	使用時間
トレーニング場（個人の使用に限る。）	午前9時から午後9時まで 1回につき 350円

備考 トレーニング場以外の場所で知事が指定するものを個人使用する場合における使用料の額は、この表に規定する額とする。